

令和 8 年 7 月 1 日

事業主 殿

令和 8 年度

堺労働基準協会

低圧電気取扱者特別教育（学科） 開催のご案内

事業者は低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。）充電電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務（対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作（開閉器の操作、発電機や溶接機のケーブル接続、電球交換等）の業務を行う場合は安全衛生特別教育規程第六条に規定されている特別教育を行うことが義務化されています。本特別教育は、学科のみの教育です。実技教育は、各事業所で次の時間確実に実施願います。（充電電路の敷設もしくは修理の業務を行う者は7時間、充電部分が露出している開閉器の操作の業務だけを行う者は1時間が必要です。）

記

1. 日 時 **令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金） 8:45～17:20**（受付開始30分前から）

2. 会 場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3丁4-11
（旧大和産業ビル2階）

3. 教育科目 （7時間）

1) 低圧の電気に関する基礎知識	60分
2) 低圧の電気設備に関する基礎知識	120分
3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	60分
4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	120分
5) 関係法令	60分

4. 講習料 会員 1名 9,000円（受講料 8,230円（非課税）、テキスト770円（消費税込み））
会員外 1名11,000円（受講料10,230円（非課税）、テキスト770円（消費税込み））

（*当協会は、免税事業者であり、受講料に関して消費税は徴収しておりませんのでインボイス未登録です。）

5. 定 員 30名（定員になり次第締切ります）

6. 申込期日 受講日の2週間前まで

7. 申込み 受講申込書、受講料を添えて**堺労働基準協会（ファックス可）**まで申込み下さい。
（銀行振込の場合）

①振込先：三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会

②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。

③申込後1週間以内に講習料全額を振込み下さい。

振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票・テキストを着払で送付します。

8. その他 *振込み以降のキャンセル、当日欠席されても講習料は返金いたしません。

*駐車場はありません。公共交通機関を利用下さい。

*昼食は各自で済ませて下さい。

*喫煙される方は、携帯吸い殻入れ等持参し自己管理願います。

*全講習時間を受講された方に修了証を交付します。

*受講期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。

*問合せ先：堺労働基準協会（TEL 072-233-5396）へ連絡下さい。